

4. 自然環境.....

本市は、比企丘陵の豊かな自然に抱かれて発展してきました。丘陵地、農地、水辺が織りなすのどかな田園風景は、次世代へ継承すべき貴重な財産といえます。また、市街地の中にも公園や緑地が多数存在しており、都市とみどりの調和が図られています。

暮らしにやすらぎをもたらす自然は、これからの時代においてもかわらず大切な存在です。河川や緑地などの恵まれた自然環境を個々の連続性や生物の多様性にも配慮しながら引き続き守っていくとともに、観光やレクリエーションの場として活用することで、みどりを身近で感じられるゆとりあるまちを形成します。

(1)公園

- ▶ 既設の公園は、日常生活における憩いの場として適切な維持管理を行います。また、利用者のニーズに合わせた機能更新を進めることで、公園の利用促進を図ります。
- ▶ 総合公園*、運動公園*といった大規模な公園は、市民のレクリエーション活動の中心的場所として施設の維持・充実を図ります。
- ▶ 土地区画整理事業*地内の未整備の公園は、利用者のニーズを反映しながら、計画的に整備を進めます。また、新設の公園については、ユニバーサルデザイン*に配慮した整備を行います。
- ▶ 市民、地元企業、各種団体との協働による管理や、指定管理者制度*の活用など、多様な公園管理体制を構築することで、利用者の立場に立った柔軟な維持管理を行います。
- ▶ 公園を補完するものとして、地域住民の主体的な維持管理による広場の整備に向けた取組を進めます。



岩鼻運動公園



天王町公園（高坂駅東口第一土地区画整理事業地内）

*総合公園(P141) *運動公園(P138) *土地区画整理事業(P143) *ユニバーサルデザイン(P144) *指定管理者制度(P140)

(2) 緑地

1) 丘陵地

- ▶ 丘陵地に広がる里山や雑木林などの樹林地は、多様な動植物が生息する場として適切な維持管理を行います。
- ▶ スポーツ・レクリエーション拠点である東松山ぼたん園、農林公園、物見山・市民の森、化石と自然の体験館・ばんどう山緑地周辺は、自然に触れることができる貴重な緑地空間です。これらの場所では、市民や事業者と協力しながら、ウォーキングや自然観察など身近なレクリエーションを楽しむことができる環境づくりを進めます。また、市の北部と南部の観光拠点として、積極的な活用を図ります。
- ▶ 市民の森では、市民や事業者との協働による維持管理を進めるとともに、隣接する鳩山町の石坂の森との連続性を生かし、協働による一体的なみどりの活用を図ります。
- ▶ ゴルフ場については、周辺環境との調和に配慮した適切な運営や、環境に負荷のかからない維持管理、多様な生物が生息できる環境づくりなどを求めています。



市民の森

2) 農地

- ▶ 田園ゾーンを中心に広がる農地は、農業生産の場であるとともに、田園風景を構成する貴重な自然空間であることから、積極的な保全を図ります。
- ▶ 東平地区の梨園などに代表される観光農業については、農地の保全・活用を図るとともに、担い手育成と農業体験を通じて、農業の活性化と観光の振興を促します。



梨園

3) 市街地の緑地

- ▶ 台地周辺や市街地縁辺にまともに残る斜面樹林は、暮らしの中にある貴重なみどりとして、特別緑地保全地区制度*などを活用し保全を図ります。
- ▶ 箭弓稻荷神社をはじめ市内各地に残る社寺林や屋敷林*、樹林のみどりは、市街地内の環境や風致を維持する上で貴重な自然空間であることから、風致地区*、緑地協定*、保存樹林*の指定といった各種制度を活用して保全を図ります。
- ▶ 生産緑地地区*などの市街地内農地は、市街地における貴重な緑地空間として適切な保全を図ります。また、生産緑地地区*の追加指定や指定基準の見直しについて検討します。
- ▶ 市役所、市民活動センター、図書館などの公共施設については、敷地や建物の屋上・壁面の緑化を推進することで新たなみどりを創出し、緑地空間として活用を図ります。
- ▶ 街路樹は、市街地に潤いをもたらすみどりとして適切な整備と維持管理を進めます。
- ▶ 民有地については、敷地内の植栽や緑地を確保・維持する取組を通じて、緑地空間の形成を図ります。

(3) 水辺

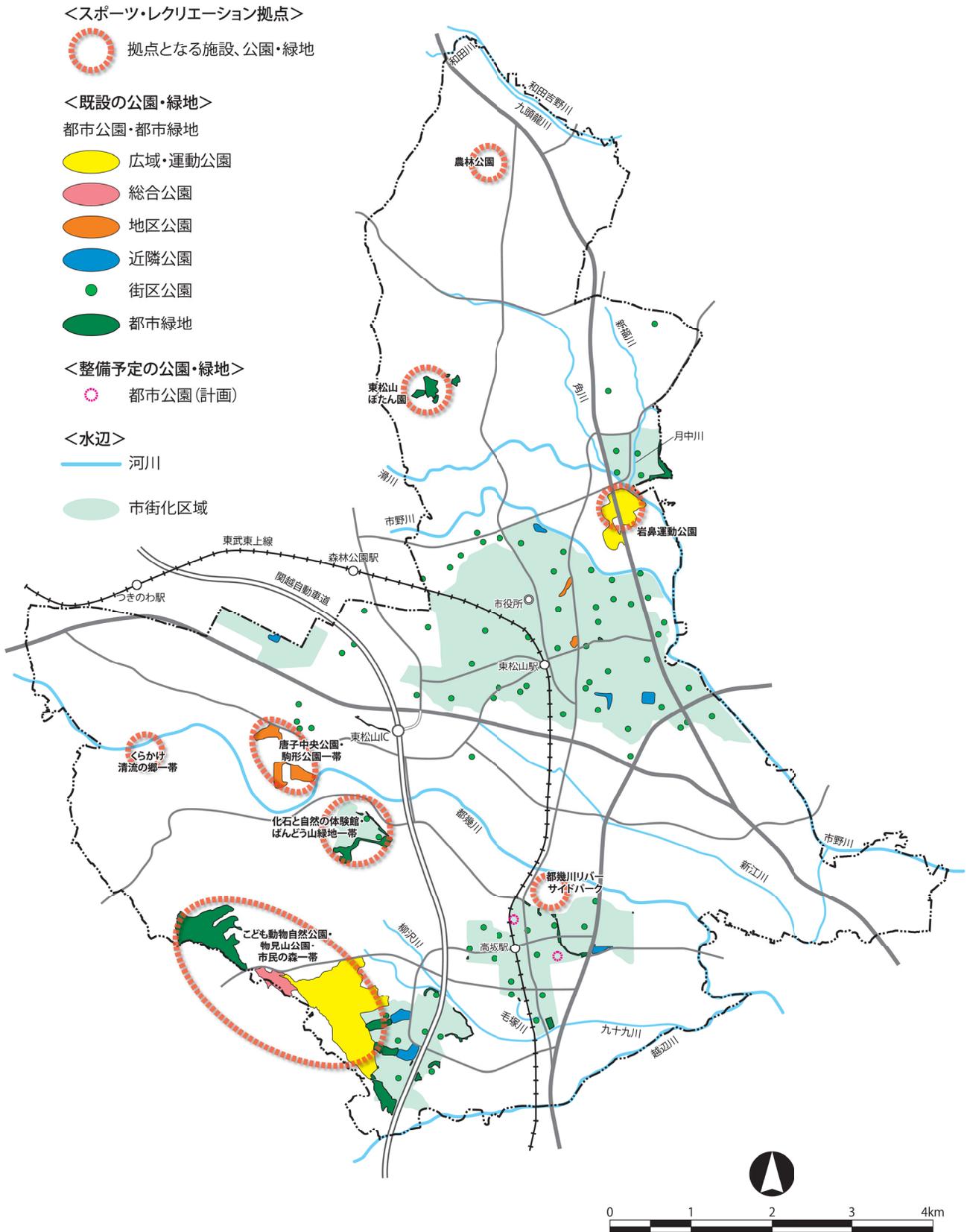
- ▶ 水辺は、自然とふれあえる貴重な空間であることから、親水護岸*など自然との共生に配慮した環境整備を進めます。
- ▶ 関係機関と協力して水質の維持を図ることで、良好な水辺環境を保全します。また、河川の改修に当たっては、環境や動植物に配慮した多自然川づくり*を進めます。
- ▶ 市内を流れる主要な河川とその周辺のみどりを一体的に保全することで、水とみどりが連携した自然空間を形成します。
- ▶ 都幾川沿いの豊かな自然を生かした都幾川リバーサイドパークやくらかけ清流の郷は、本市の観光・レクリエーションの拠点として、適切な維持管理を行います。
- ▶ 市内を流れる水路や点在するため池は、農業振興と連携しながら、適切な保全と安全対策の強化を図ります。また、施設の維持管理については、農業従事者の高齢化に伴う担い手不足への対策として、地域との連携・協働による維持管理体制の構築を推進します。



くらかけ清流の郷

*特別緑地保全地区制度(P142) *屋敷林(P144) *風致地区(P143) *緑地協定(P144) *保存樹林(P143) *生産緑地地区(P141)
*親水護岸(P140) *多自然川づくり(P141)

図 26 自然環境方針 (参考図)



*広域公園(P139) *都市緑地(P143)